

令和6年度藤枝市中小企業等省エネ設備導入支援補助金(概要)

交付申請

1 受付期間

交付申請：令和6年6月3日（月）～令和7年1月31日（金）

※提出書類に不備がある場合は受付できません。

※予算額に達した日に受付を終了します。受付した補助申請額の合計が予算額を超える場合は、その日に受付した交付申請の中から、抽選により受付順を決定します。

2 対象者

補助対象者は、次の（１）、（２）のすべてに該当する方です。

- （１）本年度、一般社団法人静岡県環境資源協会（以下「SERA」という。）が定める「静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金（以下「県補助金」という。）」の交付を受ける方
- （２）市内の事業所の既存の設備を更新し、導入前の設備と比較して温室効果ガス排出量を５パーセント以上削減する設備を導入する事業（以下「補助事業」という。）を実施する方

3 補助対象経費

補助事業における設備の購入又は借受、設計及び工事に要する経費から県補助金の補助金額を差し引いた額

4 補助金額

補助対象経費の４分の１（１,０００円未満切り捨て）１事業者当たりの上限５０万円

5 提出書類

次の（１）～（１４）の書類をすべて揃えて提出してください。

- （１）補助金交付申請書（第１号様式）
- （２）県補助金に係る交付決定通知の写し
- （３）県補助金に係る交付申請書の写し
- （４）実施計画書
- （５）収支予算書
- （６）温室効果ガス排出削減計画書
- （７）省エネ計算シート
- （８）更新前後の設備状況がわかる書類
- （９）更新前の設置状況写真及び設置位置図
- （１０）見積書（原則２者以上の見積書を徴取すること）
- （１１）法人の場合は、法人登記事項証明書（３か月以内に発行されたもの）
- （１２）個人事業主の場合は、住民票の写し（３か月以内に発行されたもの）
- （１３）建物登記事項証明書（３か月以内に発行されたもの）
- （１４）その他市長が必要と認める書類

※（４）～（１３）については、県補助金に係る SERA へ提出した書類の写しでも可

6 留意事項

- ・提出書類の確認が完了次第、交付申請者へ「交付決定通知書」を郵送いたします。なお、提出書類の確認に2週間程度掛かるため、早めの交付申請をお願いいたします。
- ・本補助金は、工事着工後の申請も可能です。ただし、予算額に達した日に受付を終了するため、早めの申請をお願いしております。

変更（中止）承認申請 ※必要な方のみ

1 申請が必要な場合

次の（１）～（４）のいずれかの事由により、交付申請の内容を変更又は中止する場合

- （１）補助事業の内容を変更する。（設置予定設備の変更等）
- （２）補助事業を中止する。
- （３）手続きの不備等により、国又は県の補助金の交付を受けられなくなった。
- （４）実績報告が、市が定めた提出期限に間に合わないことが判明した。

※いずれかへの該当が判明した場合、速やかに変更（中止）承認申請を行ってください。

2 提出書類

次の（１）～（４）の書類をすべて揃えて提出してください。※中止の場合は（１）のみ

- （１）変更（中止）承認申請書（第３号様式）
- （２）変更後の対象設備の内容がわかるもの（国又は県の補助金に係る計画変更承認書 等）
- （３）変更後の対象経費の内訳がわかるもの（見積書の写し 等）
- （４）その他、変更内容が確認できるもの

実績報告・請求

1 提出期限

実績報告：補助事業を完了した日から起算して３０日を経過した日又は令和７年４月１０日（木）のいずれか早い日

※期限を過ぎた場合、補助金の交付ができません。

※期限を過ぎることが判明した場合、速やかに上記変更（中止）承認申請を行ってください。

2 提出書類

次の（１）～（１３）の書類をすべて揃えて提出してください。

- （１）実績報告書（第５号様式）
- （２）請求書（第７号様式）※
- （３）県補助金に係る交付確定通知の写し
- （４）県補助金に係る事業実績書の写し
- （５）収支報告書
- （６）更新後の設置状況写真及び設置位置図
- （７）工事についての契約書 又は 発注書・注文請書
- （８）納品書 又は 工事完了届
- （９）検収書
- （１０）請求書及びその請求内訳書
- （１１）振込受領書等支払を証する書類
- （１２）リースの場合は、リースに関する資料
- （１３）その他市長が必要と認める書類

※（５）～（１２）については、県補助金に係る SERA へ提出した書類の写しでも可

※（２）請求書について

- ・提出日・日付・文書番号は空欄で
請求書原本をご提出ください。
- ・振込先が確認できる（通帳の写し等）
を併せてご提出ください

Jークレジットへの登録に対する上乘せ

1 受付期間

上記補助金の交付確定から翌年度末まで

2 対象者

上記補助金を受けた後、その補助事業をJークレジット制度へプロジェクトとして登録した者

3 補助対象経費

上記補助金における補助対象経費と同様

4 補助金額

補助対象経費から県補助金及び上記補助金の補助金額を差し引いた額（1,000円未満切り捨て）
1プロジェクト当たりの上限25万円

5 提出書類

次の（１）～（６）の書類をすべて揃えて提出してください。

- （１）補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- （２）藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付確定通知書の写し
- （３）Jークレジット制度プロジェクト登録証の写し
- （４）プロジェクト計画書の写し
- （５）妥当性確認報告書の写し
- （６）その他市長が必要と認める書類

提出先・問合せ先

何かご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問合せください。

【担当窓口】

藤枝市 環境水道部 環境政策課 補助金担当

〒426-0026

藤枝市岡出山二丁目15-25 藤枝市役所南館3階

電話番号：054-643-3183

FAX 番号：054-631-9083

メール：kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

各種リンク

○静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金（静岡県）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/energy/1016064.html>

○静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金（一般社団法人静岡県環境資源協会）

https://www.siz-kankyou.jp/sizhojo_r6.html

○Jークレジット制度

<https://japancredit.go.jp/>